

社協だより

新居浜市社会福祉協議会
神郷支部

・新居浜市郷三丁目7番20号
・神郷公民館内 ☎46-1181

【令和4年10月1日 第184号】

「ヤングケアラー」、その耳慣れなかった言葉も目に触れることが多くなりました。この社会問題については、その実態や支援策は見えないままです。その理由としては、家族を介護する子どもたちは、世間から「親孝行な子」「えらい子」「仲のよい家族」と称賛されることはあっても、「支援すべき対象」とみなされることが少ないこと。そして、子ども自身が口を開くこともまれだからです。

新たな社会問題を考える ヤングケアラーってなに？

↓ ヤングケアラーとは、たとえばこんな子どもたちです ↓

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応をしている

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。子どもが家事の手伝いや家族の世話をすることは、ごく普通のことだと思われるかもしれませんが、でも、ヤングケアラーは、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本来なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間など、これらの「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。そうした状況を周りの人が気づき、声をかけ、手を差し伸べることが、ヤングケアラーに「自分は一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と思わせる大事なステップとなります。

ヤングケアラーの生活への影響

ヤングケアラーの生活にはどんな影響が出るのでしょうか？人にもよりますが、自分の時間が取れない、勉強する

時間が充分に取れない、ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる、友人と遊ぶことができない、睡眠が十分に取れない、というヤングケアラーは少なくありません。このように、子どもや若者が担うケアの負担は大きいものがありますが、家事や家族の世話などを若い頃に担った経験をその後の人生で活かすことができている、と話す元ヤングケアラーがいることも事実です。

ヤングケアラーとはあくまで、子どもの困難を発見し考えるための視点です。SOSを出すための視点、そして対人援助職がサポートを見つけるための視点です。そのうえで、誰のことも責めないこと、どんなニーズがあるのかに敏感になること、子ども自身の言葉に敏感になること、子どもと家族（親やきょうだい）の強さはどこにあるのかに注目すること、どの部分をサポートしたらよいか考えること、ケースを家族全体のものとして把握することです。（「ヤングケアラー」とは誰か／村上靖彦・著）

成年後見

支援センターが開設

判断能力が不十分な人を支える

中核機関

成年後見支援センター

事務局

市・介護福祉課 ☎65-1241

相談窓口

市・地域包括支援センター ☎65-1245

市・地域福祉課 ☎65-1237

社会福祉協議会権利擁護課 ☎47-4976

えひめ権利擁護センター新居浜 ☎27-6843

成年後見が必要とされた理由

近年、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人が急速に増加するとともに、高齢者世帯や一人暮らし世帯も増加しています。このような状況下での財産管理や施設入所契約の締結、遺産分割の協議などを本人が行うことは難しく、また、不利な契約も判断できずに結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。そのため、判断能力の不十分な人々を保護し支援する仕組みとして、「成年後見制度」が2000年に施行されました。

成年後見制度とは

成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」から成り立っています。「法定後見制度」には、本人の判断能力の状況に応じて、「後見」「保佐」「補助」の制度があり、家庭裁判所がそれぞれ「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任し、一定の権限を付与します。「成年後見人」は、本人に代わって契約締結などができますし、本人が一人で行った不利益な契約などを後から取り消すことができます。成年後見人などには、本人の親族が選ばれることがありますが、本人の状況に応じた保護や支援の内容によっては、法律や福祉の専門家や法人が選ばれることがあり、

かつ複数の成年後見人の選任もできます。また、成年後見人などを監督する成年後見監督人などが選ばれることがあります。

成年後見支援センターとは

成年制度の利用促進のためには、関係機関による地域連携ネットワークが必要ですが、そのネットワークの中心となる機関が「成年後見支援センター」です。成年後見支援センターの役割として、①地域の権利擁護と成年後見制度利用促進機能の強化に向けた「司令塔機能」②地域における「協議会」を運営する「事務局機能」③地域において「専門的判断・検討」を担保する「進行管理機能」があります。これら3つの機能を果たすため、中核機関としての「成年後見支援センター」が開設されました。まずは、5つの相談窓口での相談から始めましょう。

分会活動

月日	分会名	内 容	人 数
6/13(月)	白井	いきいきサロン(歌声・つがざくらを斉唱)、お茶の間人権教育懇談会(ヤングケアラーについてビデオ視聴、学習会)	18人
6/20(月)	白井	いきいきサロン(歌声・つがざくらを斉唱、にいはまげんき体操、お茶懇の復習)	16人
6/23(木)	西楠崎	いきいきサロン(数字・言葉を使った脳トレ遊び、けん玉の練習、お手玉遊び) 愛媛医療生協スタッフ1人・けん玉指導	15人
6/27(金)	白井	いきいきサロン(新宮へ小旅行・あじさいの里トロッコ電車、道の駅・霧の森)	14人
7/4(月)	白井	いきいきサロン(歌声、学習会、スライド、ヨーヨーお手玉ダンス、にいはまげんき体操)	18人
7/11(月)	白井	いきいきサロン(歌声、健康体操、ヨーヨーお手玉ダンス)	17人
7/13(水)	白井	川東シニア交流センターに出演(歌声・つがざくら他10曲、ヨーヨーお手玉ダンス指導)	13人
7/20(水)	落神	健康教室(協立病院講師による脳トレクイズ、けん玉教室、情報交換)	9人
7/25(月)	白井	いきいきサロン(健康体操、歌声だより読み合わせ、ヨーヨーお手玉ダンス)	13人
7/31(日)	白井	第25回ボランティアフェスティバルの収録(ヨーヨーお手玉ダンス、にいはまげんき体操を市歌で)	10人